

令和3年度 信濃町奨学資金奨学生募集要項

◆ 奨学資金制度概要

信濃町では、進学の意欲と能力があり向学心を有しながら、経済的な理由により修学が困難な方で、かつ、償還について十分な能力を有すると認められる方に対して、奨学資金を無利子で貸与します。

◆ 貸付対象者

貸付対象者は次の要件を全て備える者としてします。

- (1) 学校教育法の規定に基づく大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在学する者で、学業、性行ともに優秀で健康であること
- (2) 本人又は本人と生計を一にする者が町内に引き続き1年以上居住している者で、町税及び国民健康保険税の滞納がないこと
- (3) 経済的理由により修学困難であり、かつ、償還について十分な能力を有すると認められること
- (4) 在学又は出身学校長が推薦した者であること
- (5) 日本学生支援機構等他の団体から学資の貸付けを受けていないこと

※ 他の団体から貸付けを受けている場合でも、本年度の貸付けを受けない場合には対象となります。

◆ 貸付人員

若干名とします。

◆ 貸付金額

貸付金額は、1人月額50,000円以内とします。

- (1) 貸与期間は入学または在学する学校の正規の修業年限です。
 - (2) 年4回に別けて6月、8月、11月、1月に貸与額を指定口座に振り込みます。
- ※ 年度途中の申請の場合は、貸付が決定した月分からの貸付けとなります。

◆ 連帯保証人及び保証人

連帯保証人1名と保証人1名を立ててください。なお、奨学生が未成年者であるときは保証人を法定代理人とします。

- (1) 連帯保証人は、奨学生の2親等内親族以外の成年者で独立の生計を営む将来奨学資金返還の責任を負い得る保証能力のある者
- (2) 保証人は、町内に居住する奨学生の3親等内の親族の成年者で独立の生計を営む将来奨学資金返還の責任を負い得る保証能力のある者

◆ 返還方法

卒業した日の属する月の翌月から起算して12か月経過した後から、貸付金の総額を18万円で除した年数（小数点以下切り上げ）以内に月賦、半年賦、年賦で返済してください。ただし、全額または一部を繰り上げ償還することができます。

また、町内に居住しながら償還を10年以上行い、引き続き町内に居住する場合は、最高で60万円の償還金額を特別減免することができます。

◆ 申請期間

期間：令和3年1月27日（水）から令和3年3月5日（金）まで

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

◆ 申請の手続き先

信濃町教育委員会事務局子ども支援係へ提出書類を直接提出してください。

◆ 提出書類

申請には次の書類が全て必要になります。

- (1) 信濃町奨学生願書（様式第1号）
- (2) 在学又は卒業した学校長等の奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 在学証明書又は入学許可書の写し
- (4) 住民票の写し（世帯全員のものに限る。）
- (5) 本人と生計を一にする世帯の所得者全員の前年所得に関する証明書
- (6) 連帯保証人及び保証人の所得等証明書
- (7) 連帯保証人の住民票の写し（住所が信濃町以外の場合に限る。）
- (8) 申込者の世帯員、連帯保証人及び保証人の納税を証明する書類

◆ 奨学生の選考

奨学資金貸付選考委員会の意見を聴いて採用を決定し、後日結果を全員に通知します。

◆ 採用後の手続き

採用後に次の書類が全て必要になります。期限までに書類がそろわない場合は不採用となります。

- (1) 誓約書（様式第4号）
 - (2) 口座振込依頼書（様式第5号）
 - (3) 同意書（様式第6号）
 - (4) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録書
 - (5) 採用者が成年者又は既婚者のときは、奨学生の印鑑登録書
- ※(1)・(3)とも連帯保証人及び保証人が押印する印鑑は実印になります。

◆ 貸付け後の手続き

奨学生は毎年4月末日までに前年度の学業成績表及び現況報告書の提出が必要です。

また、次の場合は、教育委員会に届出が必要になります。

- (1) 卒業、退学、転学、休学、復学、転校したとき
- (2) 本人又は連帯保証人及び保証人の身分、住所その他重要な異動事項が生じたとき
- (3) その他、信濃町奨学資金の貸付けに関する規則による事項が生じたとき

※ 詳しくは、教育委員会子ども支援係（電話 026-255-5923）へお問い合わせください。